

～忘れていませんか！？令和3年10月1日より登録申請書の提出受付開始～ 中小企業・小規模事業者と免税事業者のための 「インボイス制度」対応策

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。インボイス制度導入により事業環境が変化します。「消費税の仕入税額控除の方法が変わる？」「免税事業者を続けられないのか？」「取引を断られる可能性がある？」など様々な疑問や問題が出てきます。そこで本セミナーでは、インボイス制度の仕組み、小規模事業者・中小企業が準備すべきことなど、分かりやすく解説いたします。



日時

令和4年11月9日（水）18:00～20:00

会場

豊前川崎商工会議所 会議室

対象者

中小企業・小規模事業者

（会員・非会員を問わず）

定員

30名（定員なり次第締め切ります。）

講師

中島典子税理士事務所 代表（財産コンサルタント）
税理士 中島 典子（なかじま のりこ）氏受講
無料

【主な講座内容】

- ◎インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは？
- ◎制度導入の背景（仕入税額控除がポイント）
- ◎中小企業・個人事業者に求められる制度への備えと実務
- ◎適格請求書発行事業者登録制度内容とスケジュール等
- ◎免税事業者との取引はどう変わる？免税事業者の留意点
- ◎電子帳簿保存法とは？～改正のポイントと現場への影響～

《プロフィール》

ビジネス・ファイナンシャル教育（数字とマネーに強い！経営者・次世代リーダー育成）の専門家。大手外資系会計事務所で国内・国際税務・相続業務等に携わる。知人のオーナー経営者の倒産現場を立て続けに目の当たりにし、経営数字力と早期財産形成の重要性を認識。独立後、税務・労務・金融・保険のプロフェッショナルとしてオーナー経営者を20年以上支援。現在、起業から税務・CF（キャッシュフロー）経営・資産形成・相続事業承継支援の他、マネーやFP関連書等の執筆監修、企業研修、大学等での金融経済教育講師も務める。

申込方法
申込先

下記申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたはTELにて、**11月7日（月）**までにお申し込みください。
豊前川崎商工会議所 中小企業相談所（担当：平塚）
TEL 0947-73-2238 FAX 0947-73-4301

受講方法
感染対策

※会場は新型コロナウイルス感染症感染予防対策を万全に取って開催いたします。
※参加者はマスク着用での受講及び消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。
※当日に発熱や咳が出る方の参加はお控え下さい。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、オンライン Zoom に変更となる場合がございます。

11月9日（水）開催 「インボイス制度」対応策 受講申込書 ※このままのサイズで FAX して下さい。

豊前川崎商工会議所 行（TEL 0947-73-4301）

令和4年 月 日

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名			

※ご記入いただいた個人情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。